



精神科看護管理ニュース

Vol. **19**

発行 日本精神科看護協会

2016/02/01

速報②

平成28年度診療報酬改定の個別改定項目についてお知らせします

『精神科看護管理ニュース』Vol.18に引き続き、精神医療と看護に関連する評価の見直しについてお知らせします。中医協に提出された個別改定項目の資料は、日精看ホームページの「看護管理者の部屋」に掲載していますので、その他の改定項目と改定内容の詳細はそちらよりご確認ください。

1 専門的な児童・思春期精神科外来の提供が評価されるようになります！

●特定機能病院や児童・思春期精神科の専門的な外来診療を提供している保健医療機関が行う、20歳未満の患者に対する通院・在宅精神療法への評価として、「児童思春期精神科専門管理加算1および2」（点数は未定）が創設されます。

2 入院患者の他医療機関受診時における減算規定が緩和されます！

●異なる診療科の診断・治療が円滑に行われるようにするために、診療科の少ない保健医療機関等に配慮して、他医療機関受診時における入院料の控除率（数字は未定）が緩和されます。

3 身体合併症を有する精神疾患患者の受入体制の確保が評価されます！

- 一般病院における精神疾患患者の身体合併症医療の体制を確保するために、受入や精神科医による診断治療について新たな評価が創設されます。
- 一般病院が、精神科病院の求めに応じて、身体の傷病に対し入院治療を要する精神疾患患者の転院を受け入れた場合の評価として、「精神疾患診療体制加算1および2」（点数は未定）が創設されます。

4 精神科リエゾンチームの施設基準が見直されます！

- 精神科リエゾンチームの普及を図るために、評価を充実（点数は未定）するとともに、チームを構成する職種の経験年数等が見直されることとなります。
- 施設基準に定められている看護師の精神科の経験年数が、現状の5年以上から〇年以上（数字は未定）に緩和されます。
- 精神保健福祉士は、精神科リエゾンチームが診療する患者数（数字は未定）により、専従から専任で可能となるように見直されます。

1/2

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

5 長期にわたる頻回の精神科デイ・ケア等の算定要件が見直されます！

- より自立した生活への移行を促す観点から、長期にわたって頻回に精神科デイ・ケア等を利用して
いる患者の算定要件が変更になります。
- 1年以上継続する利用者が週3日を超えて利用するためには、精神保健福祉士が聴取する患者の意
向聴取に沿った診療計画に基づくことや、精神科デイ・ケア等の全体で週3日を超えて利用する患
者が一定割合以下（数字は未定）であることなどが要件になります。
- 精神科デイ・ケア等を最初に算定した日から3年を超え、さらに週3日を超えて算定する場合には、
週4日以降の点数は〇分の〇（数字は未定）に相当する点数になります。

6 多剤・大量処方が行われている患者に対する診療報酬上の評価が見直されます！

- 向精神薬を多種類処方した場合の、処方料、処方せん料、薬剤料の減算について、減算対象となる
基準がさらに引き下げられます。
- 外来診療においても、抗精神病薬または抗うつ剤が多種類または大量に処方される場合の、通院・
在宅精神療法等の評価の基準が引き下げられます。

7 看護職員の月平均夜勤時間数に係る要件等が見直されます！

- 夜勤専従者を確保する観点等から、月平均夜勤時間数の計算方式を見直すとともに、基準に適合し
なくなった場合の評価方法が見直されます。
- 看護要員が夜勤時間帯に病棟勤務と外来勤務等を兼務する場合に、病棟で勤務した時間数を実人員
数として算入できるようになります。
- 月平均夜勤時間数の基準のみを満たさなくなった場合に算定する「夜勤時間特別入院料」（点数は
未定）が新設されます。算定可能病棟には精神病棟入院基本料が含まれます。

8 看護職員と看護補助者の業務分担が明確化されます！

- 看護職員が専門性の高い業務により集中することができるよう、看護補助業務のうち一定の部分ま
では看護補助者が事務的業務を実施できることが、入院基本料の施設基準において明確化されます。
- 施設基準において看護補助者が行う業務として追加されるのは、病棟内において看護職員が行う書
類・伝票の整理・作成の代行、診療録の準備等の業務です。

★平成28年度診療報酬改定説明会の追加開催のお知らせ★

【日時】4月10日（日）10:00～12:30 【場所】福岡県精神科病院協会会館 研修室

※お申し込み方法は日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載のご案内をご覧ください

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034